

## 「介護保険給付費のお知らせ」を確認しましょう

「介護保険給付費のお知らせ」は、みなさんの介護サービスの利用状況を、年2回(6月・12月)お知らせするものです。領収書などの内容と照らし合わせて、利用したサービス内容や回数などに誤りがないかチェックしましょう。

### お知らせの見方(参照例)

サービス月	サービス事業者	サービス日数/回数	サービス種類/サービス名称	サービス費用合計額(円)	利用者負担額合計額(円)
令和〇年〇月	デイサービス□□	4	通所介護	41,270	4,127
令和〇年〇月	特別養護老人ホーム〇〇	2	短期入所生活介護	22,370	2,237
令和〇年〇月	特別養護老人ホーム〇〇	14	特定入所者介護サービス(注1)	19,320	5,460
令和〇年〇月	居宅介護支援事業所△△		居宅介護支援(注2)	13,000	0

- ① 介護サービスを受けた日数または回数です。※施設サービス等の場合は空白になります。  
 ② 利用した介護サービスの種類です。サービスの種類ごとに記載されています。  
 ③ 利用した介護サービスにかかった費用(10割分)が記載されています。利用者負担額と介護保険負担額の合計です。  
 ④ サービス事業者に支払った金額が記載されています。サービス費用合計額の自己負担分(1割～3割)です。

(注1)「特定入所者介護」というサービスの利用者負担合計額は、介護保険負担限度額認定を受けている方が介護保険施設に入所(または短期入所)した場合の食費・居住(滞在)費の「負担上限額×日数」のことで、自己負担分(1割～3割)とは異なります。

(注2)居宅介護支援(介護予防支援)とは、ケアプランの作成料です。全額保険給付の対象となるため、利用者負担額はありません。

### 介護保険は、みなさんと社会全体で支えている制度です

介護サービス費用のうち7割から9割は保険給付額です。保険給付額は、みなさんが納めた保険料や税金などから賄われています。その財源を大切にするためにも、適切なサービス内容となっているか確認をしましょう。

【問】長寿介護課 ☎(0879)26-9904

## 街角の年金相談センターの年金相談(予約制)

7月19日(火)10:00～15:00 津田公民館第3講座室

基礎年金番号がわかるもの、印鑑等をお持ちください。  
 (代理人の場合は委任状が必要となる場合があります)

- \* 事前に下記までご連絡ください。
- \* 感染症の状況により、中止となる場合があります。

【問】街角の年金相談センター高松オフィス  
 ☎(087)811-6020

## 年金事務所の出張年金相談(予約制)

6月28日(火)10:00～15:00 長尾公民館2階研修室

7月28日(木)10:00～15:00 市役所本庁舎附属棟多目的室

基礎年金番号がわかるもの、印鑑等をお持ちください。  
 (代理人の場合は委任状が必要となる場合があります)

- \* 事前に下記までご連絡ください。
- \* 感染症の状況により、中止となる場合があります。

【問・申】高松東年金事務所お客様相談室  
 ☎(087)804-0508

日本年金機構からのお知らせ

**国民年金保険料を納めることが困難なときは免除・納付猶予制度をご利用ください。**

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請により納付が免除または猶予される制度があります。また、失業した場合は、雇用保険離職票または雇用保険受給資格者証などがあれば特例免除制度を利用できます。

(1)免除(全額免除・一部免除)  
 本人、世帯主および配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除されます。

免除の種類(月々の保険料)	所得基準の目安	老齢基礎年金額
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円	2分の1が反映
4分の3免除(4,150円)	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	8分の5が反映
半額免除(8,300円)	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	4分の3が反映
4分の1免除(12,440円)	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	8分の7が反映

(2)納付猶予申請  
 50歳未満の方で本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

(3)学生納付特例申請  
 学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。(学生証(コピーでも可)の提示が必要です。)

【問】ねんきん加入者ダイヤル  
 高松東年金事務所 ☎(0570)003004  
 ☎(087)8613866